

広島県東部花き地方卸売市場業務規程施行細則

施 行 細 則

(趣旨)

第1条 広島県東部花き地方卸売市場業務規程細則（以下、「細則」という。）は、広島県東部花き地方卸売市場業務規程（以下、「規程」という。）に基づき、市場の開設者として決定すべき事項を定めるものである。

(開市表)

第2条 規程第5条に基づき、開設者は年間の開市表をつくり、関係者に配布する。

2 開市表について、次の事項にも配慮するものとする。

- ・月、水、金曜日は切り花市とする。
- ・木曜日は鉢もの市とする。

これらの日に国民の祝日が重なるときは、火曜日を休日に振り替えることがある。

(開市時刻)

第3条 規程第6条に基づく開市時刻は、次のとおりとする。

切り花市	午前8時30分
鉢もの市	午前8時30分

(保証金)

第4条 規程第9条による保証金の額は600万円とする。

(せり人記章)

第5条 規程第12条に基づくせり人記章は、黄色の帽子とする。

(仲卸業者の承認)

第6条 規程第15条による仲卸業者の承認申請は、別紙様式第1号の申請書によるものとする。

(仲卸業者の保証金)

第7条 規程第16条第3項による保証金の額は50万円とする。

2 規程第17条に基づく取引保証金の額は500万円とし、担保など細部については、第21条に定める。

(仲卸業者章)

第8条 規程第22条に基づく仲卸業者章は、赤色の帽子に、広島県東部花きの文字並びに、仲卸業者登録番号を入れたプレートをつけたものとする。

第9条 規程第46条第2項に基づいて、仲卸業者が卸売業者以外のものから買入れて販売する場合、開設者の承認並びに届け出などについては、次のとおりとする。

1 許可範囲

当該市場の卸売業者以外の者から、許可に係る取扱品目の部類に属する物品の買入れについては、卸売業者が集荷困難な場合で、市場における取引秩序を乱すおそれがないと認める範囲内において、次に掲げる各号の一に該当する場合であって、開設者がとくに必要と認めたときに限り許可することができるものとする。

- (1) 市場の取扱品目の部類に属する物品であって、通常取引において市場の卸売業者が卸売をしないものがある場合。
- (2) 市場の取扱品目の部類に属する物品であって、通常取引において市場の卸売業者の卸売のみによっては、市場におけるその物品の買い受けを制限することとなるものがある場合。

2 申請手続

許可を受けようとする場合は、別紙様式第2号による「許可申請書」2通を、当該物品を買入販売しようとする日の2日前までに開設者に提出し、その許可を受けなければならない。

3 届 出

仲卸業者が許可を受けて直接集荷した物品を販売した時は、別紙様式第3号による「買入物品販売届出書」に、当該物品の品目、等級、数量、単価、販売金額及び仕入価格並びに仕入年月日を証する書類などを添えて、開設者に提出しなければならない。

4 買入物品の販売場所

仲卸業者が許可を受けて直接集荷した物品は、市場内の自己の店舗において販売しなければならない。

5 市場使用料の納付

- (1) 仲卸業者は、直接集荷して販売した物品の仕入金額に基づき、細則の定めるところにより、開設者の発行する納入通知書によって、市場使用料を納入しなければならない。(別表第4号)
- (2) 前号に規定する市場使用料の額については、仕入値(消費税を含む)の5パーセントとする。

(買受人の承認)

第10条 規程第23条に基づく買受人の承認申請は、別紙様式第5号の申請書によるものとする。

(取引保証金並びに取引契約書)

第11条 規程第27条に基づく取引保証金の額は、切り花買受人30万円、切り花と鉢物買受人30万円、鉢物買受人10万円とする。

2 取引契約書は、別紙様式第6号によるものとする。

(買受人章)

第12条 規程第26条による買受人章は、開設者が定めた帽子に広島県東部花きの文字並びに買受人登録番号を入れたプレートを付けるものとする。

2 前項の帽子の色は、青色とする。

(買出人)

第13条 当市場における買出人とは、市場の買受人とは別に、仲卸業者から卸売を受けることのできる人をいう。

2 買出人は、花きを購入して営業に使用する業者であって、花きの一般消費者はこれに該当しないものとする。

第14条 買出人は仲卸業者を通じて開設者に届け出て、その承認を得なければならない。

第15条 前条の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した別紙様式第7号による承認申請書を開設者に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(2) 法人である場合には、資本又は出資の額及び役員の氏名

2 開設者は、第1項の承認を受けようとする者が、卸売の相手方として必要な資力、信用を有しない者であるときは、同項の承認をしないことができる。

(買出人章)

第16条 買出人は、市場内において買出人章を着用しなければならない。

2 買出人章は開設者が定めたオレンジ色の帽子とする。

(買出人承認の取り消し)

第17条 買出人承認の取り消しについては、規程第23条を準用する。

(販売後の事故の申立)

第18条 規程第36条並びに受託契約約款第24条の規程に関連して、買受人(仲卸業者を含む)がせり落した品について、その数量品質に異常を認めた時に異議を申立については、せりの当日、できるだけ荷を市場外に持ち出す前に行うこととし、その申立は、せりのあった日の翌日までに限り受け付けるものとする。

(金融機関預金口座振替)

第19条 規程第55条による金融機関預金口座振替(以下、「口座振替」という。)の指定金融機関は次のとおりとし、買受人(仲卸業者を含む)は指定金融機関のいずれかに自己名義の預金口座を取引開始までに開設するものとする。

広島銀行・中国銀行・広島総合銀行・せとうち銀行・福山市農業協同組合・向島農業協同組合・尾道農業協同組合・三原農業協同組合・両備信用組合・福鞆信用金庫・かもめ信用金庫

第20条 規程第55条に基づく、口座振替による場合の決済条件などについては、次のとおりとする。

1 口座振替は、水曜日からの週の火曜日までに、卸売業者から買受けた商品代金 (以

下、「買受代金」という。)の合計金額(仲卸業者を含む買受人に対しては、売買取引の終了後「通知請求書」を卸売業者の指定する場所で交付する)を、翌週の水曜日(但し、当日が休業日に当たるときは翌日とする)に、この預金口座から引き落とすことによって行う。

2 前項の規定により引き落とされた買受代金については、その預金口座の記帳によって領収証にかえるものとし、領収証は別途発行しない。

3 買受人(仲卸業者を含む)が支払うべき買受代金について、第1項の規定による口座から引き落とし不能の場合は、代金債務の期限の利益を失い、本契約上の債務金額を一時に支払わねばならないものとし、卸売業者が定める方法で別途請求の措置を講じても、買受人(仲卸業者を含む)は、異議がないものとする。

(取引保証金)

第21条 仲卸業者及び買受人は、買受代金の支払を担保するため、卸業者に対して取引保証金を差し入れるものとする。

2 前項の保証金の額は、仲卸業者500万円、切花買受人30万円、切花と鉢物買受人30万円、鉢物買受人10万円とし、いずれも無利息とする。

3 卸売業者は、買受人(仲卸業者を含む)の支払い状況により、双方協議して保証金並びに担保物件の額を増減することができる。

4 買受人(仲卸業者を含む)は、第1項の保証金並びに担保物件について、卸売業者の承諾なしに、第三者に譲渡又は質権の設定その他の処分をしてはならない。

(保証金の充当補充等)

第22条 買受人(仲卸業者を含む)が買受代金の支払いを怠った時は、卸売業者は前条の取引保証金をその未払代金に充当することができる。

2 前項の場合、買受人(仲卸業者を含む)は、直ちに未払代金に充当した金額を保証金として補充しなければならない。

3 保証金は、この契約を解除し買受代金を完済した後でなければ返還しない。

4 仲卸業者が、保証金より別に差し入れる担保物件については、未払代金に充当してもなお不足する場合、さらに督促しても支払いが行わなければ、開設者に諮って、差し押さえるものとする。

(買受の停止)

第23条 卸売業者は、買受人(仲卸業者を含む)が買受代金を期日までに支払わないときは、督促のうえ次のとおり措置する。

(1) 開設者の指示により、買受人(仲卸業者を含む)の売買を差し止める。

(2) 売買差し止めを受けた買受人(仲卸業者を含む)が、当該代金を払い正常に復したときは、卸売業者はその旨を開設者に届け出て、売買差し止めを解除する。

(遅延損害金)

第24条 買受人(仲卸業者を含む)は、決済日までに買受代金の入金を怠ったときは決済日の翌日から支払い完済までの日数に応じ、年利15パーセントの割合による遅延損害金を卸売業者に支払うものとする。

(連帯保証人)

第25条 買受人(仲卸業者を含む)は、この契約において、卸売業者が適当と認める連帯保証

人1名（仲卸業者は2名）を付すものとする。

2 連帯保証人は、できるだけ広島県東部花き地方卸売市場の買受人とし、1人の買受人の保証は2件までを限度とする。

3 買受人でない保証人については、源泉徴収票又は納税証明書を添付するものとする。
（仲卸業者の取引契約書）

第26条 仲卸業者と卸売業者との取引契約書は別紙様式第8号の様式によるものとする。
（施設の使用契約）

第27条 規程第60条に基づき、開設者が指定して、卸売業者並びに仲卸業者など市場関係者に、市場の施設を貸与するときは、両者の間で施設使用契約を結んで行うものとする。

2 卸売業者の使用料は、開設者が事業計画で定めた金額とする。

3 使用契約書の様式は、別紙様式第9号によるものとする。

（仲卸業者売場使用料）

第28条 仲卸業者売場の使用料は、指定区域の面積95.37平方メートルにつき1カ月25万円（消費税を含む）とする。

第29条 仲卸業者の売場の設備費、修繕費、電気電話料金、水道料金等はすべて、仲卸業者の負担とする。

第30条 開設者と卸売業者並びに仲卸業者の施設使用の契約事項については、本細則に規定するもののほか、必要事項は施設使用契約書に記載するものとする。

（市場運営協議会）

第31条 規程第71条に基づき、市場運営協議会を設けることとする。

2 規程第71条第3項については、市場運営協議会規約として別にこれを定める。

（別紙様式第10号）

（物品の品質管理の方法）

第32条 規程第72条第1項に基づき、卸売の業務に係る物品の品質管理を確保するための方法として細則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

（1）卸売業者に遵守させる事項

ア 取扱品目を定め、これを開設者に届け出ること。

イ 温度管理機能を有する卸売場施設について、その温度設定を開設者に届け出ること。

ウ 品質管理の責任者を定め、これを開設者に届け出るとともに、卸売場の見やすい場所に当該責任者の氏名を掲示すること。

エ 次に掲げる事項について品質管理の責任者の責務を定め、これを開設者に届け出ること。

（ア）トラックからの荷下ろし時の品質管理に関すること。

（イ）物品の鮮度又は外観、容器の破損、衛生状態等の確認に関すること。

（ウ）卸売場内での物品の取扱いに関すること。

（エ）取引後における速やかな物品の搬出に関すること。

（オ）市場施設等の清潔・衛生の保持に関すること。

(カ) その他品質管理の徹底に関すること。

(2) 仲卸業者に遵守させる事項

ア 品質管理の責任者を定め、これを開設者に届け出るとともに、店舗の見やすい場所に当該責任者の氏名を掲示すること。

イ 物品の適正な温度管理を行うとともに、保管期間の短縮を図ること。

ウ 仲卸売場施設及び当該施設内の機械器具等の清潔・衛生の保持を図ること。

(3) 買受人及び買出人に遵守させる事項

物品の品質保持のため買荷の売場施設における滞留時間の短縮を図ること。

(4) その他の事項

卸売業者、仲卸業者、買受人等の市場関係者は、トラック等の荷積みや荷下ろし時にアイドリングをしないよう努めること。

(施行期日)

- 1 この細則は、2001年（平成13年）4月1日から施行する。
- 2 この細則は、2005年（平成17年）10月11日から施行する。
- 3 この細則は、2014年（平成26年）4月1日から施行する。
- 4 この細則は、2020年（令和2年）6月21日から施行する。